

令和4年12月富津市議会定例会
議案等資料

令和4年11月24日

富津市

令和4年12月富津市議会定例会議案等資料一覧表

番 号	件 名	頁
	令和4年12月富津市議会定例会議案等概要	1
議案第1号資料	富津市介護保険条例新旧対照表（附則第4条による改正）	4
議案第1号資料	富津市情報公開条例新旧対照表（附則第5条による改正）	5
議案第1号資料	富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例新旧対照表（附則第6条による改正）	6
議案第2号資料	富津市行政組織条例新旧対照表	7
議案第2号資料	富津市議会委員会条例新旧対照表（附則第2項による改正）	10
議案第2号資料	富津市子ども・子育て会議設置条例新旧対照表（附則第3項による改正）	11
議案第3号資料	一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条による改正）	12
議案第3号資料	一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条による改正）	19
議案第3号資料	富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第3条による改正）	21
議案第3号資料	富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第4条による改正）	23
議案第3号資料	一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第4項による改正）	24
議案第4号資料	特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第1条による改正）	26
議案第4号資料	特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第2条による改正）	27
議案第5号資料	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第1条による改正）	28
議案第5号資料	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第2条による改正）	29

議案第6号資料	富津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例新旧対照表	30
議案第11号資料	株式会社図書館流通センターの概要	32

令和4年12月富津市議会定例会議案等概要

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第1号	<p>富津市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について</p> <p>(提案理由)</p> <p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、個人情報の保護に関する法律が直接地方公共団体に適用されることに伴い、同法により定めることが委任又は許容された事項を定めるため、条例を制定するものである。</p> <p>(施行日)</p> <p>令和5年4月1日</p>	総務部
議案第2号	<p>富津市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(提案理由)</p> <p>富津市みらい構想に掲げた施策の実現に向け、行政組織を改編するため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日)</p> <p>令和5年4月1日</p>	総務部
議案第3号	<p>一般職の職員の給与等に関する条例及び富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(提案理由)</p> <p>令和4年10月の千葉県人事委員会勧告に準じ、給料月額、勤勉手当の支給割合の引上げを行うとともに、令和3年10月の千葉県人事委員会勧告に準じ、55歳を超える職員の昇給停止を行うため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日)</p> <p>公布の日。一部令和5年4月1日</p>	総務部
議案第4号	<p>特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(提案理由)</p> <p>一般職の職員に係る勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴い、特別職の職員で常勤のものに係る期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日)</p> <p>公布の日。一部令和5年4月1日</p>	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第 5 号	<p>議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 一般職の職員に係る勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴い、議会議員に係る期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日。一部令和 5 年 4 月 1 日</p>	総務部
議案第 6 号	<p>富津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 消防庁が定めた非常勤消防団員の報酬等の基準を踏まえ、消防団員の年額報酬及び出動報酬の金額を変更するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和 5 年 4 月 1 日</p>	消防本部
議案第 7 号	<p>令和 4 年度富津市一般会計補正予算 (第10号) 補正額 226, 247千円 補正後の予算額 21, 420, 695千円 (主な事業) ・電気料金の高騰などに伴う光熱水費 52, 115千円 ・第 3 子以降の学校給食費の無償化事業 5, 413千円 ・市立図書館整備事業 18, 467千円</p>	総務部
議案第 8 号	<p>令和 4 年度富津市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) 補正額 2, 428千円 補正後の予算額 5, 807, 200千円 (提案理由) 一般会計繰出金並びに給与改定及び時間外勤務に伴う人件費並びにこれらに関連する歳入を計上するものである。</p>	健康福祉部
議案第 9 号	<p>令和 4 年度富津市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) 補正額 291千円 補正後の予算額 706, 849千円 (提案理由) 給与改定及び時間外勤務に伴う人件費並びにこれらに関連する歳入を計上するものである。</p>	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第10号	<p>令和4年度富津市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)</p> <p>補正額 4,248千円 補正後の予算額 5,468,054千円</p> <p>(提案理由) 地域リハビリテーション活動支援事業に係る経費並びに給与改定及び時間外勤務に伴う人件費並びにこれらに関連する歳入を計上するものである。</p>	健康福祉部
議案第11号	<p>富津市立図書館の指定管理者の指定について (提案理由)</p> <p>富津市立図書館の指定管理者を株式会社図書館流通センターに指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	教育部
報告第1号	<p>専決処分の報告について (報告理由)</p> <p>車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	総務部

議案第1号資料

富津市介護保険条例（平成12年富津市条例第12号）新旧対照表（附則第4条による改正）

現 行	改 正 案
<p>（富津市個人情報保護条例の特例）</p> <p>第11条の2 市長は、富津市個人情報保護条例（平成16年富津市条例第10号）第9条の規定にかかわらず、法の規定に基づく居宅介護支援又は施設サービス等の提供のため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、被保険者の要介護認定又は要支援認定等に係る個人情報（富津市個人情報保護条例第2条第1号_____に規定する個人情報をいう。）を指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設等に対し、提供することができる。</p>	<p>（個人情報の提供）</p> <p>第11条の2 市長は_____、法の規定に基づく居宅介護支援及び施設サービス等の提供のため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、被保険者の要介護認定又は要支援認定等に係る個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）を指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設等に対し、提供することができる。</p>

議案第1号資料

富津市情報公開条例（平成16年富津市条例第9号）新旧対照表（附則第5条による改正）

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。</p> <p>(2) 行政文書 実施機関の職員（議会にあっては、議会事務局の職員をいう。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 官報、市の広報、白書、新聞、雑誌、書籍その他<u>一般に容易に入手することができるもの</u>又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの</p> <p>イ 市の施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。</p> <p>(2) 行政文書 実施機関の職員（議会にあっては、議会事務局の職員をいう。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 官報、市の広報、白書、新聞、雑誌、書籍その他<u>不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</u>又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの</p> <p>イ 市の施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの</p>

議案第1号資料

富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年富津市条例第30号）新旧対照表（附則第6条による改正）

現 行	改 正 案
<p>（協定の締結）</p> <p>第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、指定期間の開始前に、市長等と指定施設の管理に関する協定を締結しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 第3条第1号の事業計画書に関する事項</p> <p>（2） 事業報告に関する事項</p> <p>（3） 指定施設の管理に要する費用に関する事項</p> <p>（4） 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項</p> <p>（5） 利用料金に関する事項</p> <p>（6） 指定施設の管理における個人情報</p>	<p>（協定の締結）</p> <p>第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、指定期間の開始前に、市長等と指定施設の管理に関する協定を締結しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 第3条第1号の事業計画書に関する事項</p> <p>（2） 事業報告に関する事項</p> <p>（3） 指定施設の管理に要する費用に関する事項</p> <p>（4） 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項</p> <p>（5） 利用料金に関する事項</p> <p>（6） 指定施設の管理における個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第15条において同じ。）の保護</p>
<p>の保護及び情報の公開に関する事項</p>	<p>に関する事項</p>
<p>（7） その他市長等が必要と認める事項 （個人情報の保護）</p>	<p>（7） 指定施設の管理における情報の公開に関する事項</p> <p>（8） その他市長等が必要と認める事項 （個人情報の安全管理）</p>
<p>第15条 指定管理者は、指定施設の利用者等に係る個人情報の適切な保護及び管理を図るため、富津市個人情報保護条例（平成16年富津市条例第10号）第5条の規定により必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第15条 指定管理者は、指定施設の利用者等に係る個人情報の適切な保護及び管理を図るため、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するものとする。</p>

議案第2号資料

富津市行政組織条例（昭和46年富津市条例第10号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌するため、次の部を設置する。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>(2) 市民部</p> <p>(3) 健康福祉部</p> <p>(4) 建設経済部</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア 議会との連絡調整に関すること。</p> <p>イ 文書及び法規に関すること。</p> <p>ウ 統計に関すること。</p> <p>エ 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。</p> <p>オ 防災に関すること。</p> <p>カ <u>交通安全に関すること。</u></p> <p>キ <u>総合計画並びに重要施策の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>ク 秘書及び渉外に関すること。</p> <p>ケ 広報広聴に関すること。</p> <p>コ 予算及び財務に関すること。</p> <p>サ 財産の管理に関すること。</p> <p>シ 契約及び工事検査に関すること。</p> <p>ス <u>経営改革に関すること。</u></p> <p>セ <u>行政組織に関すること。</u></p> <p>ソ <u>情報システムに関すること。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌するため、次の部を設置する。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>(2) <u>企画政策部</u></p> <p>(3) 市民部</p> <p>(4) 健康福祉部</p> <p>(5) 建設経済部</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア 議会との連絡調整に関すること。</p> <p>イ 文書及び法規に関すること。</p> <p>ウ 統計に関すること。</p> <p>エ 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。</p> <p>オ <u>行政組織に関すること。</u></p> <p>カ 防災に関すること。</p> <p>キ 秘書及び渉外に関すること。</p> <p>ク 広報広聴に関すること。</p> <p>ケ 予算及び財務に関すること。</p> <p>コ <u>経営改革に関すること。</u></p> <p>サ 財産の管理に関すること。</p> <p>シ 契約及び工事検査に関すること。</p>

タ 他の部の所管に属さないものに関する事。

(2) 市民部

- ア 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- イ 国民年金に関する事。
- ウ 市民活動に関する事。

エ 税に関する事。

オ 公害対策に関する事。

カ 自然保護及び環境保全に関する事。

キ 環境衛生に関する事。

(3) 健康福祉部

- ア 社会福祉に関する事。
- イ 介護保険に関する事。
- ウ 保健衛生に関する事。
- エ 国民健康保険に関する事。

(4) 建設経済部

- ア 都市計画に関する事。
- イ 公園に関する事。
- ウ 国土調査に関する事。
- エ 公営住宅に関する事。
- オ 建築に関する事。
- カ 道路、橋りょう、河川及び港湾に関する事。
- キ 労働に関する事。
- ク 商工観光に関する事。

ス 他の部の所管に属さないものに関する事。

(2) 企画政策部

- ア 未来構想並びに重要施策の企画及び調整に関する事。
- イ 財産の利活用に関する事。
- ウ 公共施設マネジメントに関する事。
- エ 情報システムに関する事。
- オ 市長の特命事項に関する事。

(3) 市民部

- ア 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- イ 国民年金に関する事。
- ウ 市民活動に関する事。
- エ 交通安全に関する事。

オ 税に関する事。

カ 国民健康保険に関する事。

キ 公害対策に関する事。

ク 自然保護及び環境保全に関する事。

ケ 環境衛生に関する事。

(4) 健康福祉部

- ア 社会福祉に関する事。
- イ 介護保険に関する事。
- ウ 保健衛生に関する事。

(5) 建設経済部

- ア 都市計画に関する事。
- イ 公園に関する事。
- ウ 国土調査に関する事。
- エ 公営住宅に関する事。
- オ 建築に関する事。
- カ 道路、橋りょう、河川及び港湾に関する事。
- キ 労働に関する事。
- ク 商工観光に関する事。

ケ 農林水産業に関すること。

ケ 農林水産業に関すること。

議案第2号資料

富津市議会委員会条例（昭和62年富津市条例第27号）新旧対照表（附則第2項による改正）

現 行	改 正 案
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務産業常任委員会 8人</p> <p>ア 総務部の所管に属する事項</p> <p>イ 建設経済部の所管に属する事項</p> <p>ウ 会計課の所管に属する事項</p> <p>エ 議会事務局の所管に属する事項</p> <p>オ 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>カ 選挙管理委員会事務局の所管に属する事項</p> <p>キ 監査委員事務局の所管に属する事項</p> <p>ク 消防本部、署の所管に属する事項</p> <p>ケ 教育福祉常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>（2） 教育福祉常任委員会 8人</p> <p>ア 市民部の所管に属する事項</p> <p>イ 健康福祉部の所管に属する事項</p> <p>ウ 教育委員会の所管に属する事項</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務産業常任委員会 8人</p> <p>ア 総務部の所管に属する事項</p> <p><u>イ 企画政策部の所管に属する事項</u></p> <p>ウ 建設経済部の所管に属する事項</p> <p>エ 会計課の所管に属する事項</p> <p>オ 議会事務局の所管に属する事項</p> <p>カ 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>キ 選挙管理委員会事務局の所管に属する事項</p> <p>ク 監査委員事務局の所管に属する事項</p> <p>ケ 消防本部、署の所管に属する事項</p> <p>コ 教育福祉常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>（2） 教育福祉常任委員会 8人</p> <p>ア 市民部の所管に属する事項</p> <p>イ 健康福祉部の所管に属する事項</p> <p>ウ 教育委員会の所管に属する事項</p>

議案第2号資料

富津市子ども・子育て会議設置条例（平成25年富津市条例第14号）新旧対照表（附則第3項による改正）

現 行	改 正 案
(庶務) 第7条 会議の庶務は、 <u>健康福祉部子育て支援課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 会議の庶務は、 <u>健康福祉部こども家庭課</u> において処理する。

議案第3号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
<p>(給料表)</p> <p>第4条 給料表は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>4 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を認定し、又は改定することができる。</p> <p>5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>6 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第3項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。</p> <p>7 職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。</p> <p>8 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。</p>	<p>(給料表)</p> <p>第4条 給料表は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>4 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を認定し、又は改定することができる。</p> <p>5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>6 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第3項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。</p> <p>7 職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。</p> <p>8 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権</p>

職員及び任期付職員以外の職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800

職員及び任期付職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800

32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	

32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	

61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,200
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,500
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	445,800
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	446,100
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	446,400
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	446,700
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	447,000
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	447,300
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	447,600
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	447,900
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	448,200
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	448,500
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	448,800
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	449,100
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	449,300
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	449,500
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		

61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,200
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,500
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	445,800
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	446,100
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	446,400
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	446,700
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	447,000
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	447,300
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	447,600
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	447,900
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	448,200
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	448,500
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	448,800
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	449,100
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	449,300
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	449,500
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		

<u>90</u>	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
<u>91</u>	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
<u>92</u>	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
<u>93</u>	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
<u>94</u>		294,900	342,600		
<u>95</u>		295,200	343,100		
<u>96</u>		295,600	343,500		
<u>97</u>		295,800	343,700		
<u>98</u>		296,100	344,100		
<u>99</u>		296,500	344,500		
<u>100</u>		296,900	344,800		
<u>101</u>		297,100	345,100		
<u>102</u>		297,400	345,500		
<u>103</u>		297,800	345,900		
<u>104</u>		298,100	346,300		
<u>105</u>		298,300	346,800		
<u>106</u>		298,600	347,200		
<u>107</u>		299,000	347,600		
<u>108</u>		299,300	348,000		
<u>109</u>		299,500	348,500		
<u>110</u>		299,900	348,900		
<u>111</u>		300,300	349,200		
<u>112</u>		300,600	349,500		
<u>113</u>		300,800	350,000		
<u>114</u>		301,000			
<u>115</u>		301,300			
<u>116</u>		301,700			
<u>117</u>		301,900			
<u>118</u>		302,100			

<u>90</u>	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
<u>91</u>	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
<u>92</u>	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
<u>93</u>	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
<u>94</u>		294,900	342,600		
<u>95</u>		295,200	343,100		
<u>96</u>		295,600	343,500		
<u>97</u>		295,800	343,700		
<u>98</u>		296,100	344,100		
<u>99</u>		296,500	344,500		
<u>100</u>		296,900	344,800		
<u>101</u>		297,100	345,100		
<u>102</u>		297,400	345,500		
<u>103</u>		297,800	345,900		
<u>104</u>		298,100	346,300		
<u>105</u>		298,300	346,800		
<u>106</u>		298,600	347,200		
<u>107</u>		299,000	347,600		
<u>108</u>		299,300	348,000		
<u>109</u>		299,500	348,500		
<u>110</u>		299,900	348,900		
<u>111</u>		300,300	349,200		
<u>112</u>		300,600	349,500		
<u>113</u>		300,800	350,000		
<u>114</u>		301,000			
<u>115</u>		301,300			
<u>116</u>		301,700			
<u>117</u>		301,900			
<u>118</u>		302,100			

	<u>119</u>		302,400																
	<u>120</u>		302,700																
	<u>121</u>		303,100																
	<u>122</u>		303,300																
	<u>123</u>		303,600																
	<u>124</u>		303,900																
	<u>125</u>		304,200																
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900										
任期付 職員		153,000	194,000	226,300	256,300	274,000	294,200	325,600	361,000										
	<u>119</u>		302,400																
	<u>120</u>		302,700																
	<u>121</u>		303,100																
	<u>122</u>		303,300																
	<u>123</u>		303,600																
	<u>124</u>		303,900																
	<u>125</u>		304,200																
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900										
任期付 職員		158,900	198,500	230,700	259,300	275,800	294,200	325,600	361,000										

議案第3号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表（第2条による改正）

改正前	改正案
<p>(昇給の基準)</p> <p>第5条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給）」とあるのは、「1号給」とする。</p> <p>4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。</p> <p>5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在</p>	<p>(昇給の基準)</p> <p>第5条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>3 55歳を超える職員は、前項の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、勤務成績が特に良好であるもので任命権者が特に必要と認めるものについては、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）は、市長が定めるところにより、昇給させることができる。</p> <p>4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。</p> <p>5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在</p>

<p>(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と読み替えるものとする。</p>	<p>(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と読み替えるものとする。</p>
--	--

議案第3号資料

富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）新旧対照表（第3条による改正）

現 行	改 正 案														
<p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">375,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、次の等級別基準職務表によるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table> <p>3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 （一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第9条から第11条まで、第19条第1項及び第2項、第20条、第20条の2並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第3条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と</p>	号給	給料月額（円）	1	375,000	（略）		（略）	<p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">376,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、次の等級別基準職務表によるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table> <p>3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 （一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第9条から第11条まで、第19条第1項及び第2項、第20条、第20条の2並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第3条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と</p>	号給	給料月額（円）	1	376,000	（略）		（略）
号給	給料月額（円）														
1	375,000														
（略）															
（略）															
号給	給料月額（円）														
1	376,000														
（略）															
（略）															

と、第21条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

と、第21条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とする。

議案第3号資料

富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）新旧対照表（第4条による改正）

改正前	改正案
<p>（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第9条から第11条まで、第19条第1項及び第2項、第20条、第20条の2並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第3条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第9条から第11条まで、第19条第1項及び第2項、第20条、第20条の2並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第3条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>

議案第3号資料

一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年富津市条例第16号）新旧対照表（附則第4項による改正）

改正前										改正案									
(給料表)										(給料表)									
第4条 給料表は、別表第1のとおりとする。										第4条 給料表は、別表第1のとおりとする。									
2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。										2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。									
3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第2に掲げるとおりとする。										3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第2に掲げるとおりとする。									
4 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を認定し、又は改定することができる。										4 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を認定し、又は改定することができる。									
5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。										5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。									
6 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第3項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。										6 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第3項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。									
7 職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。										7 職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。									
8 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。										8 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。									
別表第1（第4条関係）										別表第1（第4条関係）									
一般職給料表										一般職給料表									
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額			給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
(略)										(略)									

任期付職員	153,000	194,000	226,300	256,300	274,000	294,200	325,600	361,000	
定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	

任期付職員	158,900	198,500	230,700	259,300	275,800	294,200	325,600	361,000	
定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	

議案第4号資料

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

議案第4号資料

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）新旧対照表（第2条による改正）

改正前	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

議案第5号資料

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。</p>

議案第5号資料

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）新旧対照表（第2条による改正）

改正前	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。</p>

議案第6号資料

富津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和46年富津市条例第63号）新旧対照表

現 行	改 正 案																																								
<p>(報酬)</p> <p>第11条 基本団員には、別表 によって報酬を支給する。</p> <p>2 機能別団員には、水火災その他災害に出動した場合において、1日につき1,000円の報酬を支給する。</p> <p>(出動手当)</p> <p>第15条 団員が水火災その他の災害、警戒又は訓練に出動した場合においては出動手当として1回1,000円を支給する。</p> <p>別表 (第11条関係)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第11条 基本団員には、別表第1によって報酬を支給する。</p> <p>2 機能別団員には、水火災その他災害に出動した場合において、1日につき1,000円の報酬を支給する。</p> <p>(出動報酬)</p> <p>第15条 団員が水火災その他の災害、警戒、訓練等に出動した場合は、別表第2によって出動報酬 を支給する。</p> <p>別表第1 (第11条関係)</p>																																								
(単位 円)																																									
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td style="text-align: right;">年額 245,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td style="text-align: right;">年額 180,000円</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td style="text-align: right;">年額 145,000円</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td style="text-align: right;">年額 135,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td style="text-align: right;">年額 78,000円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td style="text-align: right;">年額 55,000円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td style="text-align: right;">年額 29,000円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td style="text-align: right;">年額 23,000円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td style="text-align: right;">年額 21,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	団長	年額 245,000円	副団長	年額 180,000円	本部長	年額 145,000円	副本部長	年額 135,000円	分団長	年額 78,000円	副分団長	年額 55,000円	部長	年額 29,000円	班長	年額 23,000円	団員	年額 21,000円	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td style="text-align: right;">年額 219,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td style="text-align: right;">年額 164,000円</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td style="text-align: right;">年額 146,000円</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td style="text-align: right;">年額 127,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td style="text-align: right;">年額 73,000円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td style="text-align: right;">年額 54,000円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td style="text-align: right;">年額 45,000円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td style="text-align: right;">年額 37,000円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td style="text-align: right;">年額 36,500円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	団長	年額 219,000円	副団長	年額 164,000円	本部長	年額 146,000円	副本部長	年額 127,000円	分団長	年額 73,000円	副分団長	年額 54,000円	部長	年額 45,000円	班長	年額 37,000円	団員	年額 36,500円
職名	報酬額																																								
団長	年額 245,000円																																								
副団長	年額 180,000円																																								
本部長	年額 145,000円																																								
副本部長	年額 135,000円																																								
分団長	年額 78,000円																																								
副分団長	年額 55,000円																																								
部長	年額 29,000円																																								
班長	年額 23,000円																																								
団員	年額 21,000円																																								
職名	報酬額																																								
団長	年額 219,000円																																								
副団長	年額 164,000円																																								
本部長	年額 146,000円																																								
副本部長	年額 127,000円																																								
分団長	年額 73,000円																																								
副分団長	年額 54,000円																																								
部長	年額 45,000円																																								
班長	年額 37,000円																																								
団員	年額 36,500円																																								
	別表第2 (第15条関係)																																								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">適用</th> <th style="text-align: center;">出動報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">災害</td> <td style="text-align: center;">火災</td> <td style="text-align: center;">1日につき、</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地震 風水害</td> <td style="text-align: right;">2時間未満 2,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">捜索</td> <td style="text-align: right;">2時間以上4時間未満 4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">4時間以上 8,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">訓練</td> <td style="text-align: center;">幹部講習会</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新入団員講習会</td> <td style="text-align: right;">日額 2,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">活動訓練</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	適用	出動報酬額	災害	火災	1日につき、	地震 風水害	2時間未満 2,000円	捜索	2時間以上4時間未満 4,000円			4時間以上 8,000円	訓練	幹部講習会		新入団員講習会	日額 2,000円	活動訓練																					
種別	適用	出動報酬額																																							
災害	火災	1日につき、																																							
	地震 風水害	2時間未満 2,000円																																							
	捜索	2時間以上4時間未満 4,000円																																							
		4時間以上 8,000円																																							
訓練	幹部講習会																																								
	新入団員講習会	日額 2,000円																																							
	活動訓練																																								

	消防演習	
	出初式	
	操法大会（市・支部）	
	救命講習会	
	その他訓練	
警戒	歳末特別警戒	日額 1,500円
	悪天候時警戒	
	花火大会・芝焼等警戒	
	その他警戒	
その他	詰所・車両点検	日額 1,500円
	水利清掃等消防活動	
	消防施設器具査察	
	その他	

株式会社図書館流通センターの概要

- 1 所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号
- 2 名称 株式会社図書館流通センター
- 3 代表者名 代表取締役 谷一 文子
- 4 設立 昭和54年12月20日
- 5 役員数等 代表取締役2名、取締役12名、監査役4名、従業員9,296名
- 6 目的 次の事業を営むこと。
 - (1) 書籍及び雑誌の販売
 - (2) 書籍の情報収集及び情報検索・受発注用機械可読データの作成及び販売
 - (3) ビデオ、CD、DVD等の視聴覚資料の販売
 - (4) 書籍の分類・整理並びに加工
 - (5) 一般労働者派遣事業
 - (6) 事務用家具、事務用スチール用品、事務用機器、調度品、什器、文房具の販売
 - (7) 視聴覚機器の販売
 - (8) 移動図書館を目的とした車両及びこの部品・付属品等の企画開発、設計、製造、販売、修理並びにこれらの取次ぎ
 - (9) 図書館管理運営業務の受託及び代行業
 - (10) 図書館の設計・運営管理・システムに関する企画及び技術の提供
 - (11) 図書館に併設する保育室・キッズスペース等の企画並びに図書館利用者向けの各種イベントの企画及び運営補助
 - (12) 地方自治法による指定管理者制度に基づく公共施設管理
 - (13) 建築物の維持管理に関する業務
 - (14) インターネットを利用した情報提供及び物品販売
 - (15) 書籍、雑誌その他印刷物の企画、制作、輸出、輸入及び販

売

- (16) コンピュータソフトウェア、ビデオソフト及びコンパクトディスクの輸出、輸入及び販売並びにレンタルリース
- (17) コンピュータ周辺機器の輸出、輸入及び販売
- (18) コンピュータ、その周辺機器、関連機器及びそのソフトウェアの利用に関するサービスの提供
- (19) コンピュータ・システムの開発、設計、製作、販売、リース、賃貸及び管理
- (20) コンピュータソフトウェアの企画、開発及びその受託並びに販売
- (21) 書籍、雑誌その他印刷物の輸出、輸入及び販売
- (22) 情報提供サービス業及び情報処理サービス業
- (23) 広告代理店業及び広告の仲介
- (24) 不動産賃貸業及び管理業
- (25) 前各号に関するコンサルティング業
- (26) 前各号に付帯関連する一切の事業

7 事業内容

- (1) 指定管理者制度による図書館運営
- (2) 公共図書館、学校図書館を中心とした図書館運営業務の受託
- (3) 公共図書館、学校図書館を中心とした図書館用書籍の販売
- (4) 図書館用書籍の加工（装備）
- (5) 書誌データの作成・販売
- (6) 図書館専用 IC タグの開発・販売
- (7) 電子図書館プラットフォーム・デジタルコンテンツの提供
- (8) 図書館の設計・運営管理・システムに関するコンサルタント業務
- (9) 図書館用品・什器・機器の販売等、図書館を効率よく運営するためのさまざまなサービスを提供

8 事業実績

令和4年9月現在

- (1) 指定管理者受託業務 402 館

(2)	業務委託受託業務	145 館
(3)	P F I 施設	13 館
(4)	その他事業	
	装備付き図書の内入	2,593 館
	書誌データの作成・販売	2,940 館
	電子図書館サービス	267 自治体
	図書館コンサルティング業務、図書館用品の販売等	